

練馬区立小中一貫教育校推進委員会答申
—練馬区における小中一貫教育校設置の基本方針—

平成20年3月



平成 20 年 3 月 5 日

練馬区教育委員会
教育長 藪部 俊介 様

練馬区立小中一貫教育校推進委員会
委員長 荻原 博

練馬区における小中一貫教育校設置の基本方針について（答申）

練馬区立小中一貫教育校推進委員会は、平成 19 年 10 月に教育長からの諮問を受け、教育委員会事務局の部課長等で構成する小中一貫教育校設置検討準備委員会が取りまとめた「小中一貫教育校の基本的な考え方(素案)」を基にして、鋭意検討を行ってまいりました。

このたび、練馬区における小中一貫教育校設置の基本方針をとりまとめましたので、別紙のとおり答申します。

◎練馬区立小中一貫教育校推進委員会 検討経過

	開催期日	検討内容等
第 1 回	平成 19 年 10 月 30 日(火)	諮問、委員長・副委員長の選任 基本方針についてⅠ ・小中一貫教育校設置の動きとその背景 ・練馬区の取組 ・小中一貫教育校設置の意義と効果
第 2 回	平成 19 年 11 月 21 日(水)	基本方針についてⅡ ・小中一貫教育校の教育内容
視察	平成 19 年 12 月 5 日(水)	足立区小中一貫教育校興本扇学園を視察
第 3 回	平成 19 年 12 月 20 日(木)	基本方針についてⅢ ・小中一貫教育校の具体化に向けて ・小中一貫教育校の選定と今後の展開
第 4 回	平成 20 年 1 月 9 日(水)	基本方針についてⅣ ・小中一貫教育カリキュラムの内容
第 5 回	平成 20 年 1 月 24 日(木)	基本方針についてⅤ ・小中一貫教育カリキュラムの内容等
第 6 回	平成 20 年 2 月 7 日(木)	小中一貫教育校設置の基本方針の検討
第 7 回	平成 20 年 3 月 5 日(水)	答申

◎練馬区立小中一貫教育校推進委員会 委員名簿

	氏 名	所 属
1	石 原 朝 菜	関町北小学校 P T A 会長
2	小 林 清 恵	関町小学校 P T A 会長
3	石 渡 あけみ	豊溪中学校 P T A 会長
4	古 川 由 美	大泉学園中学校 P T A 会長
5	齋 藤 辰 雄	開進第三小学校長
6	森 政 一	小竹小学校長
7	外 山 高 明	開進第三中学校長
8	岡 田 行 雄	上石神井中学校長
9	荻 原 博	学校教育部長（委員長）
10	阿 部 仁	学校教育部参事（庶務課長事務取扱）（副委員長）
11	白 井 弘	学務課長
12	細 川 保 雄	施設課長
13	原 田 承 彦	教育指導課長
14	阪 田 真 司	新しい学校づくり担当課長

事務局

1	豊 岡 弘 敏	教育指導課統括指導主事
2	神 田 恭 司	教育指導課指導主事
3	島 田 哲	新しい学校づくり担当課新しい学校づくり主査

目 次

1	小中一貫教育校設置の動きとその背景	1
2	練馬区取組	2
(1)	「21世紀の練馬の教育を考える懇談会」答申と「練馬区新長期計画」	2
(2)	練馬区における小中連携教育の推進	2
(3)	教育委員会における協議	2
3	小中一貫教育校設置の意義と効果	3
4	小中一貫教育校の教育内容	4
(1)	小中一貫教育校の教育目標	4
(2)	児童・生徒の成長に応じた段階分けによる小中一貫教育	4
(3)	小中一貫教育カリキュラムの考え方	4
5	小中一貫教育校の具体化に向けて	5
(1)	教育課程の編成	5
(2)	小中一貫教育校の学校経営体制	8
(3)	小中一貫教育校の施設整備	8
(4)	小中一貫教育校への就学(通学区域・学校選択制との関連)	9
6	小中一貫教育校の選定と今後の展開	10
(1)	小中一貫教育校の選定	10
(2)	今後の展開	10
7	今後の進め方	11

1 小中一貫教育校設置の動きとその背景

平成 17 年 10 月に出された中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」では、「義務教育に関する制度の見直し」として「設置者の判断で 9 年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて」検討することの必要性が示された。

平成 18 年 4 月、公立の小中一貫教育校として、品川区が「日野学園」を、足立区が「興本扇学園」を、三鷹市が「にしみたか学園」を、佐賀市が「芙蓉小・中学校」を開校した。広島県呉市では、平成 12 年度以来の小中一貫教育の研究・実践を経て、平成 19 年 4 月、「呉中央学園」を開校している。このほかにも、小中一貫教育や小中連携の取組が様々に試みられており、全国的な広がりを見せている。

こうした取組の背景として、第 1 に、児童・生徒の心理的・身体的成長が早まり、小学校 5 年生ごろに思春期特有の著しい心身の変化が見られるようになったことが挙げられる。そのため、児童・生徒の心身の変化に応じた指導をするべきではないかとの指摘がなされている。

第 2 に、義務教育段階における学力向上の課題がある。小学校と中学校とでは、学習内容が高度になるだけでなく、学級担任から教科担任へと指導体制が変わるため、新しい環境への円滑な移行が困難となっているとの指摘がある。

第 3 に、小学校から中学校への環境の大きな変化が原因で学校に不適應を起し、生活指導上の課題がある児童・生徒が多くなるのではないかとされている。

第 4 に、小学校の教員と中学校の教員には、児童・生徒の発達段階の違いにより、児童・生徒の理解や教育指導上の面で意識や価値観の違いがある。そのため、小中学校の教員が互いに理解し合うことは、難しいとされる状況にあることから、学習上のつまずきや不登校などを改善するには円滑な接続が必要であるとの指摘がある。

これらの背景と同様の実態が練馬区においても見られる。具体的には、男女ともに身長伸びのピークが早まり、小学校から中学校に進学した後に不登校生徒が増え、また、「勉強が好きである。」と感じている児童・生徒が約 7 割から約 3 割に減少している。また、小学校と中学校の教員間の児童・生徒に対する理解の相違についての声がある。このような実態から、小中学校の授業の方法・難易度の違いや新たな教科、学校生活に対して、不安やストレスを抱える児童・生徒がいるものと推測される。

2 練馬区の実組

(1) 「21世紀の練馬の教育を考える懇談会」答申と「練馬区新長期計画」

平成15年3月、「21世紀の練馬の教育を考える懇談会」による答申が出され、その中で幼児期から中等教育までの一貫教育の検討と小中連携の推進が提言された。この提言の中で、「一貫教育の目的は異校種間の途切れをなくし、継続的指導を可能とすることである。また、教育課程の連携、教員間の連携、子ども同士の交流などを密にし、結果として既存校も含め、特色ある魅力ある学校を実現することにある。」とされた。

「練馬区新長期計画(平成18年度～平成22年度)」においては、学校教育の更なる充実を図るため、平成22年度を目途に小中一貫教育校の設置を計画している。

(2) 練馬区における小中連携教育の推進

練馬区では、下石神井小学校と石神井南中学校が、平成14・15年度文部科学省の小中連携教育実践研究校の指定を受け、また平成15・16年度には、練馬区教育委員会の教育研究校にも指定され、小中で一貫した教育課程の編成や基礎的・基本的な学力の定着を目指した教科指導、児童・生徒間交流の促進等、連携を深める実践的な研究を行った。

上石神井小学校と上石神井中学校では、平成17・18・19年度練馬区教育委員会の教育課題研究指定校として、研究主題「ふれ合い 学び合い つなぎ合う教育活動の創造—小・中連携の工夫を通して—」について、中学生による小学生への学習指導など、学ぶ意欲を高める教育活動の工夫や円滑な小中の接続、学力向上に向けた授業改善の研究を行った。

各小中学校においては、合同行事の開催、児童・生徒の交流、教員の合同研修会の開催などにより、小中で連携した教育活動を進めてきた。平成17年度からは、小中学校間の定期的な連絡会を開催し、小中で連携した教育活動の拡充に努めている。

今後、これまで主として行ってきた児童・生徒の相互理解や生活指導の充実のための連携はもとより、確かな学力を身に付けるための小中で連携した教育活動を充実させる取組が重要である。

(3) 教育委員会における協議

平成19年4月から9月まで、教育委員会において、小中一貫教育を主題に協議をした。

この協議の中で、児童・生徒の身体の変化、学力向上の課題、不登校をはじめとする生活指導上の諸問題および小中連携の実組状況を取り上げ、小中一貫教育校における教育の効果について議論を深めてきた。また、協議の中であわせて行った小中一貫教育校に係る校長の意

識・意向調査の結果、9年間を見通した指導をすることが児童・生徒にとって必要であると考えている校長の割合が約9割にも上ることが明らかとなった。

教育委員会の協議において、小中一貫教育校の設置については、意義のある施策であるとされ、保護者、校長が参加した練馬区立小中一貫教育校推進委員会を設置し、練馬区における小中一貫教育校を設置するための基本方針等を策定することとした。

3 小中一貫教育校設置の意義と効果

練馬区が設置を計画している小中一貫教育校は、児童・生徒が9年間の一貫した教育課程と学校環境のもとで学ぶ場を提供することで、義務教育の多様化を推進し、児童・生徒一人一人の個性を重視した教育の充実を目指す。

また、特色ある学校づくりの一つとして、当面、新長期計画に基づき計画年次に1校の開設を目指す。その際、その実践の成果を小中連携などに生かすことによって、すべての区立小中学校において魅力ある学校づくりを推進する。

一般的に中高一貫教育校は進学重視の傾向にあると言われているが、本区の小中一貫教育校は9年間の義務教育期間を通して、知・徳・体の調和がとれた児童・生徒を育てることを目指す。

また、小中一貫教育校は、つぎのような効果が期待でき、その実現を目指す。

- ① 9年間を見通したカリキュラムを作成・実施することにより、発達段階に応じた計画的・継続的な学習指導および生活指導の充実を図ることができる。
- ② 小学校から中学校へ進学する際の段差(学習内容や指導方法の違い)を緩やかなものにし、円滑な移行が図れる。その結果、不登校生徒を減少させることもできる。
- ③ 幅広い異年齢集団による活動を通じて、豊かな人間性や社会性の育成ができる。
- ④ 小学校の教員と中学校の教員の相互協力関係が今まで以上に構築でき、学力や体力の向上等の高い教育効果を上げることができる。
- ⑤ 地域社会と連携した特色ある学校づくりを推進し、魅力ある学校とすることによって、保護者や地域社会からの信頼を得られる。その結果、学校と地域社会の活性化を図ることができる。

4 小中一貫教育校の教育内容

(1) 小中一貫教育校の教育目標

9年間にわたる一貫したカリキュラムのもとでの計画的・継続的な学習指導および生活指導で発達段階に応じたきめ細かい指導を進め、児童・生徒一人一人の個性や能力を伸ばすことを教育目標とする。

より具体的な教育目標については、小中一貫教育校が定める。

(2) 児童・生徒の成長に応じた段階分けによる小中一貫教育

義務教育の9年間では、児童・生徒の発達段階は大きく異なる。そこで、心身の発達の変化、学力形成の特質、生徒指導上の諸課題の顕在化等をもとに9年間をⅠ期（4年間）・Ⅱ期（3年間）・Ⅲ期（2年間）のまとまりとして分けたカリキュラムによりそれぞれの期間における指導のねらいや重点を明確にし、さらに教育活動および指導の充実を図る。

・Ⅰ期（小学校第1学年～第4学年）

基礎・基本を繰り返して、学びの基本姿勢を身に付けさせることを目指す。

・Ⅱ期（小学校第5学年～中学校第1学年）

基礎・基本を生かして、意欲的に学ぶ姿勢を身に付けさせることを目指す。

・Ⅲ期（中学校第2学年～第3学年）

基礎・基本を応用して、主体的に学ぶ姿勢を身に付けさせることを目指す。

(3) 小中一貫教育カリキュラムの考え方

児童・生徒に「生きる力」を身に付けさせるために、「確かな学力の定着と向上」「豊かな心と自律心の育成」および「健康の保持増進と体力の向上」に関して重点的に取り組んでいくことが重要である。

「確かな学力の定着と向上」については、9年間を一貫した指導計画を作成し、学習指導要領に示された内容が継続的に確実に身に付けられるようにしていく。特に小学校と中学校をつなぐⅡ期からは、教科担任制を導入するなど、児童・生徒の学力向上を図る。

「豊かな心と自律心の育成」については、小中一貫教育校だからこそできる異年齢集団による活動、体験的な学習等を通じて道徳や特別活動等を充実させ、人間としての生き方を学び、力強く生きていく人間の育成を図る。

「健康の保持増進と体力の向上」については、健康の保持増進や体力向上を目指した指導の充実を図っていくとともに、学校、家庭および地域社会と連携しながらⅡ期からⅢ期へ継続的に外部指導員と連携した生涯スポーツを推進するなど児童・生徒の体力向上に努め、生涯にわたる健康・体力の基礎づくりを図る。

5 小中一貫教育校の具体化に向けて

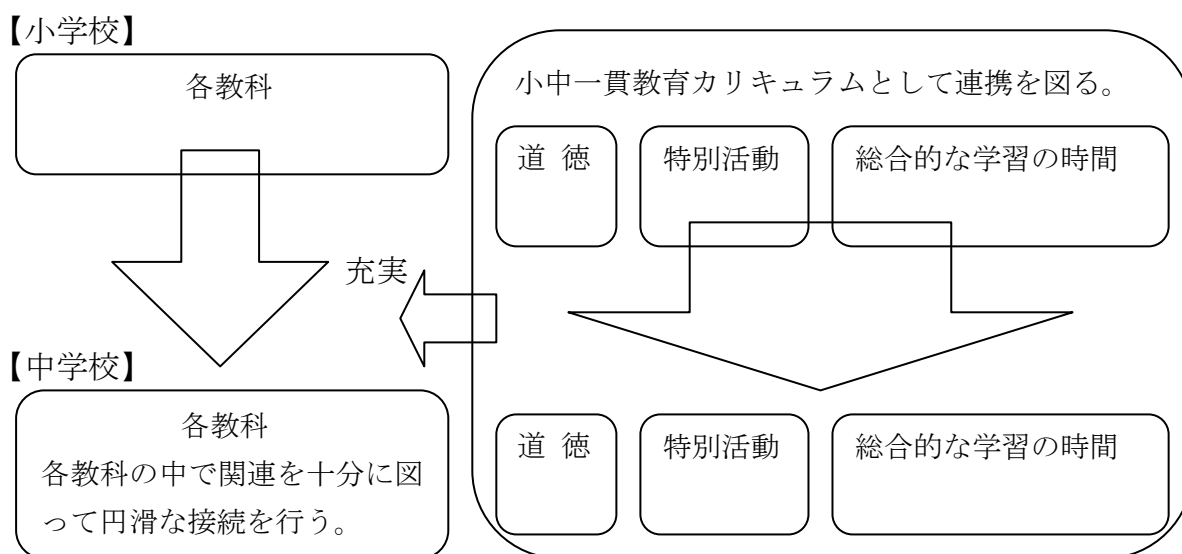
練馬区における小中一貫教育校の具体化に向けて、取り組むべき事項はつぎのとおりである。

(1) 教育課程の編成

小中一貫教育校において9年間の一貫した教育課程を編成していく必要がある。そのため、小中一貫教育校が編成する教育課程の土台となる9年間にわたる一貫した小中一貫教育カリキュラムを作成する。

教科学習においては、現在、学習指導要領の改訂で小中学校間の円滑な接続に向けた見直し・検討が進められている。そこで、各教科以外の道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育課程上必置とされており、各学校において創意工夫を生かした学習活動を行うものについてカリキュラムを作成し、小中学校間の連携を図る。このことにより、教科学習も一層充実させていく。

〔各教科と小中一貫教育カリキュラム〕



① 小中一貫教育カリキュラムの作成方針

本区の小中一貫教育校は、児童・生徒が9年間の一貫した教育課程と学校環境のもとで学ぶ場を提供することにより、児童・生徒一人一人の個性を重視した教育の充実を目指している。

小中一貫教育カリキュラムの作成にあたっては、文部科学省の学習指導要領に準拠しつつ、義務教育9年間の全教育課程を通じて「生きる力」をはぐくむために、「生きる力」を支える「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を図ることや主体的に学ぶ態度を養うことから重視する事項を設ける。

どのような児童・生徒を育てていきたいのか、児童・生徒の実態から必要とされる課題は何か、という観点から練馬区の児童・生徒が抱える教育課題に着目して、つぎの4つを小中一貫教育カリキュラムの重視する事項とする。

なお、具体的な内容については、平成20年度に設置する小中一貫教育カリキュラム作成委員会において検討する。

(ア) 表現力の育成

表現力に課題のある児童・生徒も多い。表現力は自分の思いを正確に相手に伝える能力であり、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもある。発達段階に応じた的確に思考し、表現する力を身に付けるための小中一貫教育カリキュラムとして作成する。

体験から感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体などを用いて表現したり、コンピュータを活用したプレゼンテーションを取り入れるなど、調べた結果を整理し、考察し、まとめ、表現したりしていく。また、互いの立場や考えを尊重して伝え合う活動などを行う。

(イ) 心の教育の推進

いじめや友人関係の悩み、規範意識の希薄化など、児童・生徒の心にかかわる状況にも課題がある。児童・生徒に社会のルールや常識、人間関係の大切さ、善悪判断などの規範意識などを教え、豊かな心を育てていく内容を練馬区独自の小中一貫教育カリキュラムとして作成する。

異学年の交流や奉仕活動等の体験活動を通して、人としてしてはいけないことなど社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりを養う。

また、インターネットや携帯電話を利用した犯罪の被害者や加害者にならないように、関係機関との連携した指導などを行う。

(ウ) 体力の向上

新体力テストの結果から一層の体力向上が求められる状況にある。体力は人間のあらゆる活動の源であり、体力によって人の心身の健康は維持され、健康であることによって意欲や気力が高まる。児童・生徒が体力を身に付けるための小中一貫教育カリキュラムとして作成する。

地域社会から外部指導員を迎え、部活動を行うなど、発達段階を踏まえた適切な運動の経験を通して、体力の向上を図る。

(エ) キャリア教育の推進

将来、児童・生徒が直面するであろう様々な課題がある。その課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことが大切である。そのために、児童・生徒に望ましい勤労観、職業観を育て、たくましく生きる力を育成するための内容を小中一貫教育カリキュラムとして作成する。

学ぶことや働くこと、生きることを実感し、将来について主体的に考えることができるような体験活動が重要であることから、地域社会にある様々な事業所、施設、官公署など、地域社会の教育力も活用し、9年間を通して、組織的・系統的なキャリア教育を実現していく。

平成20・21年度は、それぞれの重視する事項ごとに教育委員会事務局内に学校関係者を含めた小中一貫教育カリキュラム作成委員会を設置し、学識経験者の協力を得て、小中一貫教育カリキュラムを検討し、作成する。

また、小中一貫教育カリキュラムの作成にあたっては、9年間のⅠ期（4年間）、Ⅱ期（3年間）、Ⅲ期（2年間）のまとまりとして分け、各発達段階に応じて、目標を達成するための学習内容を検討していく。

ここで編成した小中一貫教育カリキュラムをもとに、小中一貫教育校が具体的に教育課程を編成していく。

② 特区認定と小中一貫教育校の特色

国による特区(構造改革特別区域計画)の認定を受けることにより、学習指導要領に基づかない教科等を行うことができる。しかし、特区認定を受けずに小中一貫教育の実績を挙げている例もある。現行制度のもとで工夫した小中一貫教育カリキュラムを作成することができ、その成果を全区的に広げることが容易であるという利点があることから特区の認定を受けない。

また、小中一貫教育校が決まった段階で、小中一貫教育カリキュラムによる特色ある教育活動、小学校高学年への教科担任制の導入、授業総時間数の増、小学校低学年における副担任制、小学生の中学校部活動への参加などの特色づくりについて具体的に検討していく。

(2) 小中一貫教育校の学校経営体制

小中一貫教育校は、法律上は小学校と中学校を基本にしているが、小学校と中学校が一つの学校として、一体となった組織体制を編成する必要がある。そのため、小中一貫教育校の校長は、学校運営の一元化を図るため、1人とする。副校長については、小中学校間の連絡や地域社会との連携も考えて3人体制とし、校長の学校経営を強力に支えていく。

また、小中一貫教育校では、指導の一貫性を確保し、一貫教育の効果を発揮するために、小学校と中学校の教職員が日常的に連携し、一体的運営を図る必要がある。そのため、小中兼務発令によって一体的な教育指導体制を確立する。

小中一貫教育校が決まった段階で、校務分掌や学校、保護者、地域社会の連携など学校経営体制について、対象となる学校の実情に合わせて具体的に検討していく。

(3) 小中一貫教育校の施設整備

他の自治体の事例を見ると、小中一貫教育校の施設形態としては、校舎を共有する施設一体型、校舎が隣接する施設隣接型、校舎が離れている施設分離型に分類できる。

小中学校の教職員と児童・生徒が常に身近なところで教育活動を行うことにより、教職員と児童・生徒の一体感が生まれることから、小学校と中学校の距離が近い方が、より高い教育効果が期待できる。

小中一貫教育校の施設のあり方としては、小中一貫教育校における教育活動や学校経営体制のあり方から施設一体型が望ましい。しかし、新築または改築には多くの費用と時間を要することになることから、小学校と中学校の校舎間の移動が容易な施設隣接型施設を必要な改修を行って使用する。

小中一貫教育校が決まった段階で、小中一貫教育校の教育内容や学校経営体制を踏まえて改修内容を具体的に検討していく。

なお、施設一体型の小中一貫教育校の設置については、小中一貫教育校の成果の検証や小中学校の改築等を勘案し、検討していく。

(4) 小中一貫教育校への就学（通学区域・学校選択制との関連）

練馬区の小学校においては、地域社会とともに歩む学校づくりや通学の安全性の確保などの考え方から通学区域制を採用し、児童の就学する学校を指定している。中学校においては、通学区域制に加え、生徒・保護者の意思の尊重と魅力ある学校づくりの観点から学校選択制を実施している。小中一貫教育校への就学についても、この制度の趣旨は尊重していく必要がある。

一方、小中一貫教育校は、基本的には9年間の在籍を前提とすることから、その設置にあたっては、小学校と中学校の通学区域が一致しているか、少なくとも小学校が中学校の通学区域に包含されていることが望ましい。

しかし、選定する小中一貫教育校の小学校と中学校の通学区域は必ずしも一致するものではない。また、小中一貫教育校は、当面1校選定することから、通学区域外の児童・生徒の就学についての扱いを定める必要がある。

そのため、小中一貫教育校の児童・生徒の就学については、小学校等における指定校の変更制度や中学校の選択制度において、特例的措置を設けることを検討する。

例えば他の自治体では、小学校の就学について第1順位は小中一貫教育校の小学校（以下「一貫小学校」という。）の通学区域内居住者、第2順位は小中一貫教育校の中学校（以下「一貫中学校」という。）の通学区域内居住者とし、中学校の就学について第1順位は一貫小学校の在籍者および一貫中学校の通学区域内居住者、第2順位は一貫中学校の通学区域内の小学校在籍者で一貫中学校の通学区域外の生徒としている例がある。

なお、一貫小学校以外で、一貫中学校の通学区域と重なる通学区域をもつ小学校がある場合には、小中一貫教育カリキュラムの共有や連携の強化などにより、円滑な接続に配慮し、教育活動の充実を図る必要がある。

また、小中一貫教育カリキュラムは、文部科学省の学習指導要領に準拠して作成するので、中学校選択制により一貫小学校以外の小学校から一貫中学校に入学する場合や転居等に伴い小中一貫教育校以外の小中学校から小中一貫教育校に転入学する場合に、特段の問題は生じない。

6 小中一貫教育校の選定と今後の展開

(1) 小中一貫教育校の選定

特色ある学校づくりや魅力ある学校づくりを進めるうえで、つぎに掲げる事項を考慮し、教育委員会が小中一貫教育校を構成する小学校と中学校を1校ずつ選定する。

① 教育指導の充実

学習指導および生活指導上、小中一貫教育の効果が期待できる学校を選定の対象とする。

② 小中連携の実績

小中一貫教育校への円滑な移行が期待できることから、小中連携の活動の実績がある学校や小中連携の活動に熱意がある学校を選定の対象とする。

③ 学校と地域社会の活性化

学校と地域社会の活性化を図ることから、児童・生徒の入学者が減少している学校を選定の対象とする。

④ 小中学校の施設形態

小中一貫教育校において、児童・生徒が学習し、教職員が指導を行うためには、小中学校の校舎間の移動が容易であることが望ましいことから、小学校と中学校が隣接している学校を選定の対象とする。

⑤ 小中学校の通学区域の関係

小中一貫教育校は、基本的には9年間の在籍を前提とすることから、小学校と中学校の通学区域が一致しているか、小学校が中学校の通学区域に包含されている学校を選定の対象とする。

(2) 今後の展開

小中一貫教育校の取組とその成果については、小中で連携した教育活動を進める小学校および中学校に対して情報提供することにより、継続的な指導のあり方や課題解決等に生かし、練馬区全ての学校における教育活動と指導の質的向上を図っていく。

また、小中一貫教育校の成果を検証したうえで、小中で連携した教育活動の強化を進めていくとともに、小中一貫教育校をさらに設置することについて検討する。

7 今後の進め方

平成 20 年度以降、練馬区立小中一貫教育校推進委員会において、小中一貫教育カリキュラムの作成、学校経営体制、施設整備、小中一貫教育校への就学等について具体的に検討し、平成 23 年 4 月に開校することを目指し、実施計画を作成する。

練馬区立小中一貫教育校推進委員会に検討素材を提供するため、同推進委員会のもとに専門部会として、小中一貫教育カリキュラム作成委員会と学校経営等計画作成委員会を設置する。

学識経験者、校長等で構成する小中一貫教育カリキュラム作成委員会では、平成 20・21 年度の 2 年間にわたり、具体的に小中一貫教育カリキュラムを検討し、作成する。

〔練馬区立小中一貫教育校の検討組織〕

